

第4次岩手県食の安全安心推進計画（2026～2030）素案の概要

いわて県民計画（2019～2028）

- 政策項目29「食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」
【食の信頼向上の推進】
- ・食品営業事業者に対するHACCPの普及と自主衛生管理の実施
 - ・食の信頼確保向上に向けたリスクコミュニケーションや出前講座等の実施
 - ・消費者に向けた食品の安全安心に関する情報の発信

岩手県食の安全安心推進条例

- 岩手県食の安全安心推進条例の基本理念
- ・食品を摂取する県民の視点に立って必要な施策を講じる
 - ・食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する措置を講じる必要
 - ・事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解と連携
 - ・環境に及ぼす影響について配慮

岩手県食の安全安心推進計画（2026～2030）

- 計画の位置付け
- ・岩手県食の安全安心推進条例第7条の規定に基づき、本県が定める基本的な計画であり、**条例に規定する基本的な施策項目を総合的かつ計画的に推進する計画**であるもの。
 - ・「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける政策項目29「食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」の具体的な推進政策である**実行計画**であるもの。

現行計画の施策

条例第5条：食品関連事業者の責務



I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

（条例第10条：食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援）

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

（条例第12条：人材の育成）

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

（条例第14条：環境に配慮した活動の促進）

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

条例第6条：県民の役割



II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

（条例第11条：食品の適正な表示の推進）

施策5 食品の適正表示の推進

（条例第13条：信頼関係構築のための相互理解の増進）

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

（条例第19条：食品等の自主的な回収の報告）

施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

（条例第18条：食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発）

施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

条例第4条：県の責務



III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

（条例第15条：指導、助言等）

施策9 生産段階における監視・指導

施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導

施策11 輸入食品に対する監視・指導

（条例第16条：危機管理体制の整備等）

施策12 危機管理体制の充実

施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

（条例第17条：情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置）

施策14 情報の提供と相談体制の充実

現行計画の取組と課題

【取組】

- (1) 農産物や畜産物の生産段階におけるGAP認証の推進、農場HACCPの導入支援
- (2) 食品安全サポーターの巡回指導、研修会の開催によるHACCPに沿った衛生管理の普及
- (3) 農業管理使用アドバイザー養成研修の実施、食品衛生推進員講習会の開催、食品衛生責任者養成講習会の実施による食の安全安心に関わる人材育成
- (4) 環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催

【課題】

- 改正食品衛生法が施行され、HACCP制度の導入及び定着のため、事業者に対する衛生管理計画の作成の意味や記録の必要性の普及に向けた継続的な取組が必要。
- HACCP制度の導入率について、現状把握できる指標項目の設定。
- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生。

【取組】

- (1) 食品表示に関する店舗への指導、食品表示110番の設置と県民から相談等の対応・指導の実施、食品表示ウォッチャーの委嘱による監視
- (2) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施、食の安全安心に関する出前講座等の実施
- (3) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供
- (4) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施、食品の安全性等に関する情報の提供、生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援

【課題】

- 県民が食品の安全性又は信頼性に不安を感じている割合は依然として高く推移。「食品購入にあたって不安を感じる人の割合」 R1：49.3% ➡ R6：44.5%
- 食を取り巻く環境が変化中、産地偽装、細菌やウイルス等による食中毒や健康食品による健康被害など、食に対する不安を増す事案が発生。
- 継続した広報媒体等を活用した普及啓発等の取組が必要。

【取組】

- (1) 農業適正使用研修会の開催、動物用医薬品使用実態調査の実施、サーベイランスの実施、水産物の衛生管理に係る指導
- (2) 食品衛生監視員による県内流通食品の検査及び監査・指導
- (3) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導
- (4) 危機管理訓練等の実施、危機管理に関するマニュアル等の整備
- (5) 食の安全安心を支えるために必要な試験検査に関する研究の実施
- (6) 放射性物質検査及び検査結果の公表

【課題】

- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生。
- 輸入食品に対する県民の不安感は依然として高く推移。
- 継続した輸入食品を含む県内流通食品の検査と結果公表等の取組が必要。

次期計画における3つの柱と13の施策

【基本目標】県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会



I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

【目指す姿】食料を生産する上で良好な自然環境のもと、県内の食品関連事業者による安全な食品の生産・供給が行われています。

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

- ・継続的なGAPの取組・活用の推進等
- ・HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援
➔ **全国でも先進的な指標となる「HACCP制度の導入率(衛生管理計画の作成率)」を主要指標として新設(R6(基準年度):54.5% ➔ R12(目標年度):100%)**
- ・農業管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成
- ・環境負荷の少ない農業技術の普及拡大
➔ **地球温暖化防止や生物多様性に貢献する生産技術として、特別栽培や有機農業を推進するため、研修会の開催の他、有機農産物等アドバイザーによる現地指導を取組内容として追加**

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

【目指す姿】食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程における食品の安全性及び信頼を確保するための取組が県民に理解されています。

施策5 食品の適正表示の推進

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

施策7 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

- ・食品表示に関する店舗への指導、食品表示ウォッチャーの委嘱、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等
- ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進、食の安全安心に関する出前講座等の実施、**食品ロス削減のための普及啓発の実施**、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等
- ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、食育を通じた農林水産業に対する理解の増進
➔ **県民の食品に対する不安を払拭する正確な情報発信に向けた取組の強化を図るべく、新たに食の安全安心に関するSNS(Xを想定)による情報発信に取り組むこととし、投稿閲覧数については主要指標として設定**

III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

【目指す姿】食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するための食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導が適切に行われるとともに、食に関する危機管理体制、試験研究体制及び相談体制等、県民の食の安全安心を支える体制が整備されています。

施策8 生産段階における監視・指導

施策9 製造・加工、流通段階における監視・指導

施策10 輸入食品に対する監視・指導

施策11 危機管理体制の充実

施策12 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

施策13 情報の提供と相談体制の充実

- ・農業適正使用の指導、家畜伝染性疾病的発生予防の検査・監視、水産物の衛生管理の指導、貝毒及びノロウイルスの監視等の指導等
- ・県内流通食品の検査及びHACCPに沿った衛生管理も踏まえた監視・指導、食品の残留農薬や添加物等の検査実施、「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等
- ・輸入食品に対する収去検査と監視・指導等
- ・食中毒等発生時における被害の拡大防止等
- ・残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化等
- ・食の安全安心に関する情報の発信、食品に関する相談の実施、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表、自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供等

現行計画における指標の状況

	主要指標	単位	R6 (目標値)	R6 (達成度)	
施策1	県産農産物における食品衛生法違反(残留農薬基準超過)及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合	%	100%	100%	達成
施策2	HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数(累計)	人	1,800人 (7,200人)	4,056人 (17,197人)	達成
施策3	食品衛生推進員(食品安全サポーター)によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	施設	5,000施設	5,712施設	達成
施策4	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	回	3回	5回	達成
施策5	食品表示法違反による改善命令等件数	件	0件	0件	達成
施策6	食の安全安心に関する講座型リスクコミュニケーションの延べ受講者数	人	100人	132人	達成
施策7	県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合(再掲)	%	100%	100%	達成
施策8	食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	回	160回	122回	未達成
施策9	本県産の貝毒食中毒発生件数	件	0件	0件	達成
施策10	流通食品検査等の基準適合率	%	99.2%	99.9%	達成
施策11	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	件	0件	0件	達成
施策12	食中毒対策緊急連絡訓練実施回数	回	2回	2回	達成
施策13	残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施回数(累計)	回	1回 (4回)	1回 (4回)	達成
施策14	食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	人	7人	12人	達成

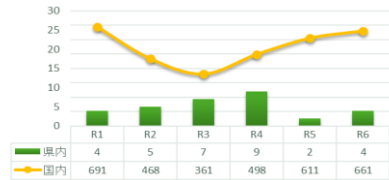
食の安全安心に関する国の状況

- ・国内においては、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス等を中心に、大規模かつ広域的な食中毒、食品による健康影響等が継続的に発生している。
- ・機能性表示食品を起因とする健康被害が発生した。
- ・食品流通のグローバル化に伴い、食品の輸出入は増加傾向である。
- ・消費者の食に対する意識変化に伴う食の選択肢の多様化が見られる。
- ・SNS等の普及に伴い、誤情報の拡散が社会的問題になっている。
- ・改正食品衛生法の完全施行により、HACCPに沿った衛生管理等が制度化された。
- ・食品表示基準の制度改正が続いている。

食中毒発生件数(総件数)の推移



営業施設における食中毒発生件数の推移



出典：厚生労働省「食中毒統計」を基に作成

食の安全安心に関する本県の状況

【本県の発生状況】

- ・食中毒の発生件数(うち営業施設数)
R1:8件(4件) ➡ R6:9件(4件)
- ・不良食品の発生件数
R1:49件 ➡ R6:74件
- ・食品衛生法に基づく回収命令事案
R1:0件 ➡ R6:1件
- ・食品表示法違反による改善命令等件数
R1:0件 ➡ R6:0件
- ・輸入食品に関する残留農薬基準超過等の
食品衛生法違反件数
R1:0件 ➡ R6:0件
- ・流通食品の放射性物質濃度の基準値超過件数
R1:0件 ➡ R6:0件

【令和6年度食の安全安心に関する意識調査結果】

- 調査対象：希望郷いわてモニター 200人 調査期間：令和7年1月
回答者数：166人 回答率：83.0%
- 食品購入にあたって不安を感じる人の割合 **44.5%**
 - 県産食材の購入にあたって不安を感じる人の割合 **8.5%**
 - 食品に対して不安を感じる理由
 - ① 農薬や添加物等食品そのものの安全性 **60.8%**
 - ② 輸入食品の安全性 **56.6%**
 - ③ 産地偽装等の偽装表示 **34.3%**
 - 食の安全安心確保のための行政の取組に求めること
 - ① 食品関連事業者の意識改革、モラル向上 **43.0%**
 - ② 食品表示の監視・指導の強化 **39.4%**
 - ③ 農業等の適正な使用に関する指導の強化 **33.9%**
 - 食の安全安心の確保のために消費者がなすべきこと
 - ① 食の安全安心への関心を高めること **64.8%**
 - ② 環境に配慮した消費行動 **47.9%**
 - ③ 食の安全安心に取り組む生産者からの購入 **47.3%**

第4次岩手県食の安全安心推進計画 主要指標																									
条例	柱	施策		No.	指標項目	基準年度 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R9)	目標値 (R10)	目標値 (R11)	目標年度 (R12)	指標設定の 考え方	条例	柱	施策		No.	指標項目	基準年度 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R9)	目標値 (R10)	目標値 (R11)	目標年度 (R12)	指標設定の 考え方
(第10条) 食の安全 安心の確保に関する 自主的な活動への支援	Ⅰ 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	施策1	生産段階における食品の安全性の確保への支援	1	県産農産物における食品衛生法違反(残留農薬基準超過)及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合(※1)	100% (※2)	100%	100%	100%	100%	100%	農業取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。	(第15条) 指導、助言等	Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化	施策8	生産段階における監視・指導	9	本県産の貝毒食中毒発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	過去5年間と同等の適合率を維持します。
		施策2	製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	2	営業許可事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入率(衛生管理計画の作成率)の割合	54.5%	60%	70%	80%	90%	100%	HACCPに沿った衛生管理が必須であり、100%に近づくようHACCPの導入率向上を目指します。			施策9	製造・加工、流通段階における監視・指導	10	流通食品検査等の基準適合率	99.9% (※7)	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	
(第12条) 人材の育成		施策3	食の安全安心に関わる人材の育成	3	食品衛生推進員(食品安全サポーター)によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	4,736 施設 (※3)	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	自主的な衛生管理の取組を進めるため、食品安全サポーターを委嘱・育成し、営業者への現場指導を行います。			施策10	輸入食品に対する監視・指導	11	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
(第14条) 環境に配慮した活動の促進		施策4	環境負荷の少ない産地づくりの推進	4	環境負荷の少ない農業を促進する研修会における受講者数	619人	600人	600人	600人	600人	600人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。													
※1 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。 ※2 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。 ※3 令和3年度から令和6年度までの平均立入施設数																									
(第11条) 食品の適正な表示の推進	Ⅱ 食に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策5	食品の適正表示の推進	5	食品表示法違反による改善命令等件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件		(第16条) 危機管理体制の整備等		施策11	危機管理体制の充実	12	食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	12人	12人	12人	12人	12人	12人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。
(第13条) 信頼関係構築のための相互理解の増進		施策6	食品の信頼向上のための相互理解の増進	6	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	95.5% (※4)	95%	95%	95%	95%	95%	令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。			施策12	食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	13	残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	国が実施する分析法開発に関する研究等に毎年度参加するなど、最新知見と技術の習得に努めます。
(第18条) 食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発		施策7	食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	7	食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数	38,400回 (年間) (※5)	40,000回 (年間)	40,000回 (年間)	40,000回 (年間)	40,000回 (年間)	40,000回 (年間)	食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を食育とも連携して幅広く発信します。													
	8			食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,900人 (※6)	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	(第17条) 情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置												

※4 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおけるアンケートの理解度の平均値

※5 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値(3,200回)から算出したもの。

※6 令和元年度における食の安全安心に関する出前講座の受講者数

※7 令和2年度から令和6年度の平均値

※8 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※9 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。

第4次岩手県食の安全安心推進計画 参考指標															
条例	柱	施策		No.	指標項目	実績値 (R6)	条例	柱	施策		No.	指標項目	実績値 (R6)		
(第10条) 食の安全 安心の確保に関する 自主的な活動への支援	Ⅰ 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	施策1	生産段階における食品の安全性の確保への支援	1	生乳検査における体細胞数50万/ml未満の農家割合※10	96.1%	(第15条) 指導、助言等	Ⅲ 食品に対する監視・指導の充実・強化	施策8	生産段階における監視・指導	12	水産物の高度衛生品質管理地域認定数	10地域		
		施策2	製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	2	HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数	4,056人					13	生食用カキのノロウイルス検査実施割合	100%		
				3	営業施設を原因とする食中毒の発生件数	3件					14	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合(再掲)	137.5%		
				4	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	137.5%									
(第12条) 人材の育成	施策3	食の安全安心に関わる人材の育成	5	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	1回	15			監視指導計画に対する収去検査実施割合	101.1%					
(第14条) 環境に配慮した活動の促進	施策4	環境負荷の少ない産地づくりの推進	6	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	5回	16			いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数	0件					
※10 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。指定生乳生産団体が定める乳質格差制度において規制を受けない50万/ml未満の農家割合を指標としたもの。															
(第11条) 食品の適正な表示の推進	Ⅱ 食に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策5	食品の適正表示の推進	7	健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100% (0件)			(第16条) 危機管理体制の整備等		施策9	製造・加工、流通段階における監視・指導	17	残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え食品による食品衛生法違反件数	0件
(第13条) 信頼関係構築のための相互理解の増進		施策6	食品の信頼向上のための相互理解の増進	8	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人 (※11)							18	と畜場及び食鳥処理場における外部検証検査適合率	100%
				9	牛肉、米トレーサビリティ法の違反事例	0件							19	監視指導計画に対する収去検査実施割合(再掲)	101.1%
(第18条) 食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発		施策7	食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	10	給食施設での県産食材利用率(重量ベース)※12	59.9% (※13)	20	食中毒対策緊急連絡訓練実施回数					2回		
				11	学校給食における 県産食材の利用割合(金額ベース)※14 国産食材の利用割合(金額ベース)※15	県産 60.7% 国産 90.2%	21	食の安全安心に関する調査研究の実施件数					1件		
							(第17条) 情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置		施策10	輸入食品に対する監視・指導	22	流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%		
									施策11	危機管理体制の充実					
									施策12	食品の安全性確保等に関する調査研究の推進					
									施策13	情報の提供と相談体制の充実					

※11 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおける受講者数の延べ人数

※12 県内の給食施設において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※13 隔年調査のため、令和4年度の値。

※14 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

※15 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。